

木津川市 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準（案）

各基準については、国の子ども・子育て会議等において検討されているところであり、平成26年度当初に政省令が示される見込みです。

国基準案としての記載内容は国の検討資料からの抜粋であり、今後、表現等修正の可能性があります。

区分	国において検討されている基準	本市の基準（案）	
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。 ○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県が実施する研修を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、社会福祉士、教員免許を有する者 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸実学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長村長が適当と認めたもの 	国の基準に準ずる	
員数	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員の数は、児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。 ○20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。 	国の基準に準ずる	
児童の集団規模	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。 ○児童数の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。 	国の基準に準ずる	
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用スペースを設けること。 ○専用スペースは、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を確保すること。 ○専用スペースには、必要な設備及び備品等を設置すること。 ○専用スペースは、子どもの衛星及び安全が確保されること。 	国の基準に準ずる	
開所日数・開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ○年間250日以上を原則とし、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、児童クラブごとに定める。 ○小学校の授業の休業日については1日8時間以上を原則とする。 平日は1日平均3時間以上を原則とし、保護者の就労時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、児童クラブごとに定める。 	国の基準に準ずる	
その他の基準	非常災害対策	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	国の基準に準ずる
	人権尊重	○児童の人権への配慮、人格の尊重	国の基準に準ずる
	差別の禁止	○利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	国の基準に準ずる
	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対し、次に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ・心身の正常な発達を妨げる著しい減食又は長時間の放置等 	国の基準に準ずる
	秘密の保持に関すること	正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準に準ずる
	保護者、関係機関等との連携	保護者及び市町村、保育所、小学校等の関係機関と密接に連携を図ること。	国の基準に準ずる
	苦情対応	利用者又は保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置すること。	国の基準に準ずる
	事故発生時の対応	事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応マニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。	国の基準に準ずる

その他の基準についても国の基準に準ずる。